

# 京都府環境影響評価専門委員会次第

令和元年7月30日（火）午前10時～  
御所西京都平安ホテル 羽衣の間

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書について

4 閉 会

## 配付資料

- 資料1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿、規則
- 資料2 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて、傍聴要領
- 資料3 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 意見照会文
- 資料4 意見聴取文
- 資料5 環境影響評価法手続の流れ、計画段階環境配慮書の概要
- 資料6 専門委員会意見案
- 資料7 委員意見、関係市町長意見、関係課意見まとめ
- 資料8 追加委員意見・事業者見解
- 資料9 関係市町長意見
- 資料10 参考 環境大臣意見

## 机上資料

- ・北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書
- ・北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書要約書
- ・環境影響評価法パンフレット
- ・環境影響評価法例規集
- ・京都府環境影響評価条例例規集

## 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成31年2月26日～令和3年2月25日)

氏名	職名	分野	
上田 佳代	京都大学大学院地球環境学堂准教授	大気質 大気環境 水環境 地質・土壌環境 その他の環境要素	
高野 靖	京都大学大学院工学研究科教授		騒音・振動
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授		悪臭、廃棄物
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授		水質、地盤沈下、土壌汚染
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授		地形・地質
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授		環境地盤工学
渡邊 紹裕	熊本大学特任教授		水循環、地球環境
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	動物	昆虫
布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類
吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所関西支所チーム長		水生生物
田中 和博	京都先端科学大学バイオ環境学部長	植物	
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター長	生態系	
荒川 朱美	京都造形芸術大学芸術学部教授	景観	
佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授	歴史的・文化的景観、文化財	
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続	

# 京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号  
改正 平成17年4月1日規則第25号  
改正 平成20年4月1日規則第21号  
改正 平成27年4月1日規則第41号  
改正 平成31年4月1日規則第23号

## (趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

## 附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。  
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。  
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

### 附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

# 附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

## 1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

## 2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

## 3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

## 4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

## 5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

## 6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

## 7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

## 8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

# 傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定  
京都府環境影響評価専門委員会

## 1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

## 2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

## 3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。  
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

## 4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。



鉄運幹一第 190528001 号  
令和元年 5 月 3 1 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

独立行政法人  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 北村 隆志

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書の送付及び意見について

日頃より、当機構の鉄道建設事業の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

このたび、環境影響評価法第三条の三の規定に基づき、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書を作成しました。

つきましては、下記により、同計画段階環境配慮書を送付し、環境影響評価法第三条の七第一項及び主務省令（鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令）第十四条第一項の規定に基づき、環境の保全の見地からの関係する地方公共団体の長の意見を求めます。

#### 記

#### 1. 送付書類（別添資料）

- ①北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書
- ②北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書の要約版

#### 2. 意見の提出を求める期間

令和元年 6 月 1 日から 8 月 2 日までの期間

以上

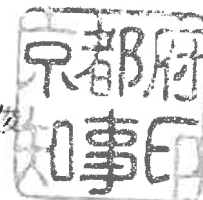




元環管第 215 号  
令和元年 7 月 1 日

京都府環境影響評価専門委員会  
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆佐



北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書に  
ついての環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 7 第 1 項の規定により、下  
記の者から、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書につい  
ての環境の保全の見地からの意見の求めがありました。

つきましては、当該計画段階環境配慮書について、京都府環境影響評価条例  
（平成 10 年京都府条例第 17 号）第 40 条第 3 項の規定により、貴専門委員会の  
意見を求めます。

記

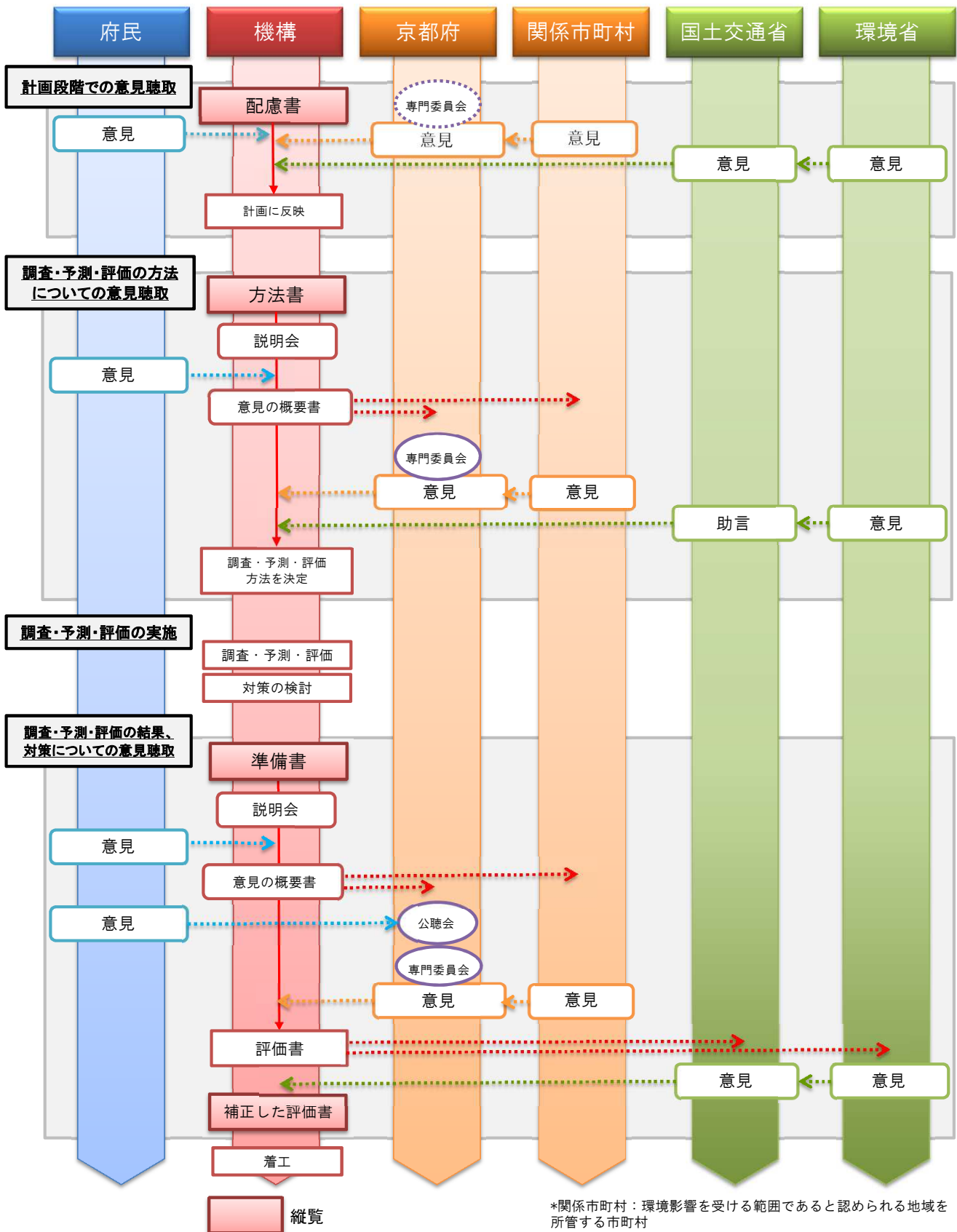
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 北村 隆志



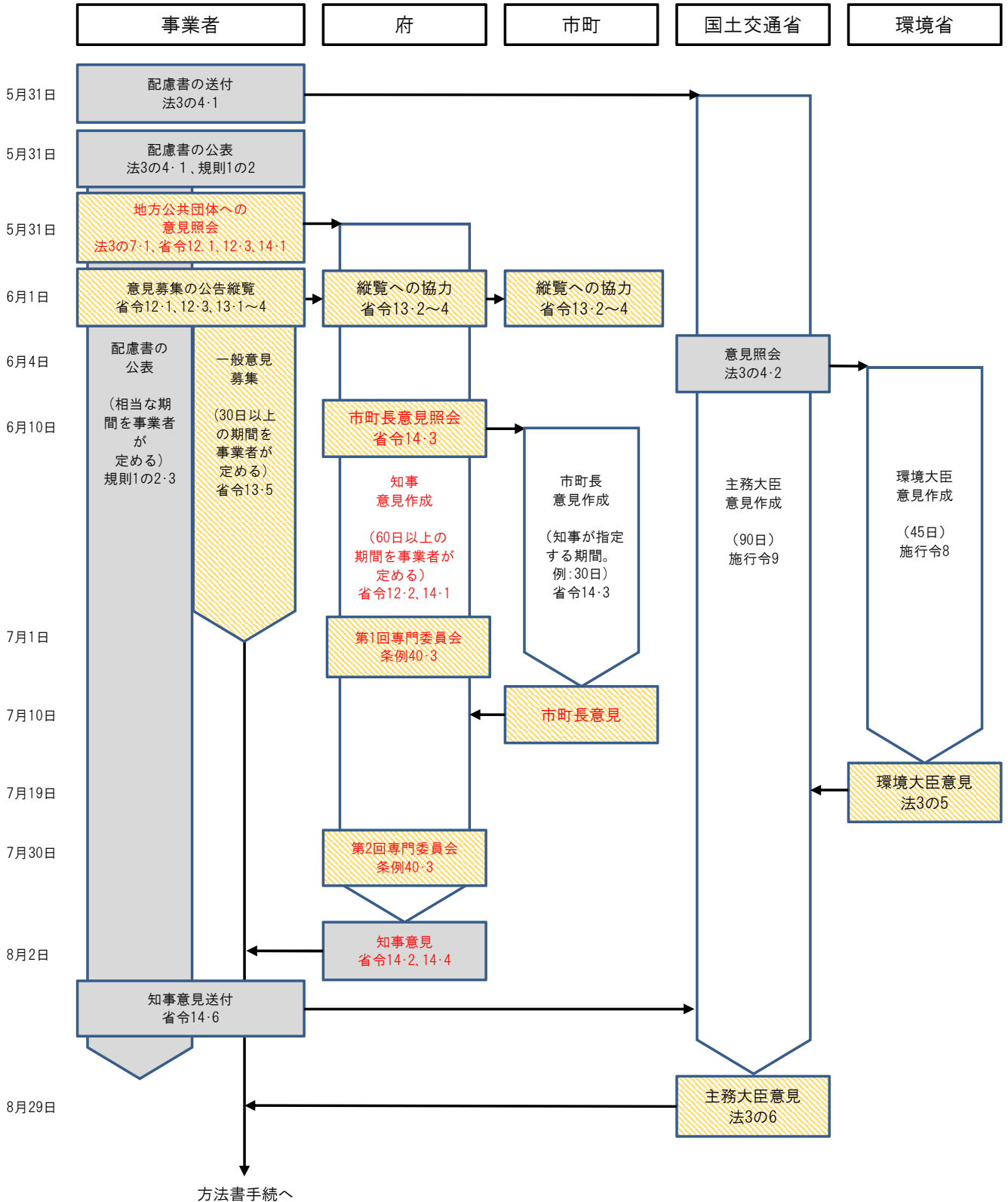
環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続の流れ

「環境アセスメント」とは、

- ・事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、
- ・その結果を公表して住民・地方公共団体・国から意見を聴き、
- ・それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業を目指す制度。



# 北陸新幹線 配慮書手続の流れ



省略可能な手続。なお、事業者が地方公共団体への意見照会及び一般意見募集を行わない場合は理由を明らかにしなければならない(省令12・1)。

法  
施行令  
規則  
省令

：環境影響評価法  
 ：環境影響評価法施行令  
 ：環境影響評価法施行規則  
 ：鉄道事業に係る主務省令（鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令）

## 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る配慮書の概要

事業者	名称 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 代表者 理事長 北村 隆志 所在地 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番目 1			
事業の内容	名称 北陸新幹線（東京都・大阪市間） 種類 新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第1種事業） 規模 敦賀駅を起点とし、新大阪駅を終点とする事業。敦賀駅、新大阪駅のほか、小浜市（東小浜）附近、京都駅、京田辺市（松井山手）附近に駅を設置する計画。			
事業実施想定区域	敦賀駅～新大阪駅間に係る区域 （配慮書時点では、具体的なルート案を単一に絞り込んでおらず、幅を持ったルート帯を示すことで、複数案と見なすものとする）			
事業実施想定区域及びその周囲の地域（京都府域）	南丹市、京都市、向日市、長岡京市、宇治市、久御山町、八幡市、城陽市、京田辺市 （事業実施想定区域を含む市町とする）			
計画段階配慮事項の検討 ※工事中の影響は考慮しない	土地又は工作物の存在及び供用	明かり区間	鉄道施設の存在	水質、地形及び地質、文化財、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場
			鉄道の供用	騒音、振動、水質
		トンネル区間（山岳部）	鉄道施設の存在	水質、地下水、水資源、地形及び地質、文化財、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場
			鉄道の供用	騒音、低周波音、振動
		トンネル区間（都市部）	鉄道施設の存在	水質、地下水、水資源、地形及び地質、文化財、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場
			鉄道の供用	騒音、低周波音、振動、水質



(案)

令和元年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府環境影響評価専門委員会

委員長 渡邊 紹裕

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書に  
ついての環境の保全の見地からの意見について

令和元年7月1日付け元環管第 215 号で意見の求めのあったことについて、  
別紙のとおり意見を述べます。



## 別紙

本事業は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、敦賀駅から新大阪駅までの区間について、新幹線鉄道の建設を行うものである。

本配慮書では、位置等に関する複数案と見なすものとして、芦生研究林を回避した幅4 km～12km のルート帯及び直径5～12km の円形の範囲が事業実施想定区域として示され、また同区域における計画段階配慮事項の検討を行った結果がまとめられている。なお、本配慮書には、今後のルート検討における主な考慮事項も記載されている。

本配慮書に対する意見は以下のとおりである。

### 1 全般的事項

#### (1) ルートの位置等の絞込みについて

- 今後、本配慮書に示された事業実施想定区域から、事業が実施されるべき位置及び線路（地上、トンネル、橋梁等）・斜横坑・立坑・換気施設・駅など事業に係る施設等の構造・配置（以下「ルートの位置等」という。）を決定又は一定の範囲・形状に限定（以下「絞込み」という。）する際は、下記「2 個別事項」に十分配慮して検討すること。
- 本配慮書においては、幅を持ったルート帯及び円形の範囲が事業実施想定区域として示され、今後の方法書及び準備書の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業計画を絞り込んでいくこととされている。また、事業が実施されるべき位置だけではなく、地下構造物の有無など事業に係る施設等の構造・配置によっても環境影響が変化する。したがって、ルートの位置等の絞込みに当たっては、方法書以降の調査・予測・評価（以下「調査等」という。）や意見聴取等の手続で明らかになる環境影響についても回避又は極力低減するよう検討すること。
- 本配慮書手続で十分検討されていない環境影響について、方法書以降の手続で適切に調査等や意見聴取等を行えるよう、方法書及び準備書の作成に合わせて、本配慮書で示された事業実施想定区域から可能な限りルートの位置等の絞込みを行うこと。

#### (2) 手続の実施について

- 絞込みを行ったルートの位置等及び絞込みの経緯について、方法書以降の手続で明らかにし、丁寧に説明すること。
- 工事中の環境影響について、可能な限り工事計画等を明らかにするとともに、地域の自然的状況及び社会的状況を十分把握した上で、工事中の環境影響に係る環境影響評価項目及び調査等の手法を適切に選定すること。

- 本事業の実施により地下水をはじめとする自然環境や地域住民の生活環境、文化財等、様々な環境要素に対する影響が想定されることから、適切な環境影響評価項目や調査等の手法の選定、地域住民に対する十分な説明・意見聴取の機会の確保等、方法書以降の 절차를丁寧に実施すること。また、方法書等の図書の作成に当たっては、適切に把握した地域特性を図表等に簡潔に示すとともに、専門家以外にも分かりやすいように記載すること。
- 本配慮書に対して地域住民から提出された意見について、今後の手続の実施に当たって十分勘案すること。

## 2 個別事項

### (1) 大気質に対する影響

- 工事中の資材等運搬車両の運行及び建設機械の稼働に伴い排出される大気汚染物質により大気質への影響が想定されることから、住居及び学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居及び要配慮施設」という。）の配置等の地域特性を踏まえ、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

### (2) 騒音・低周波音・振動の影響

- 工事中の資材等運搬車両の運行及び建設機械の稼働に伴う騒音・振動により、住居及び要配慮施設の生活環境への影響が想定されるため、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。
- 供用時の列車走行及び地上施設から発生する騒音・低周波音・振動について、トンネルの微気圧波も含め、住居及び要配慮施設の生活環境に対する影響が想定されるため、必要に応じて新幹線鉄道騒音に係る環境基準の適用対象外と想定される地域も含め、適切に調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

### (3) 水質・地下水・水資源に対する影響

- 工事に伴う排水や供用時の事業に係る施設等からの排水により、河川の水質に対する影響が懸念されるため、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。
- 事業実施想定区域では、豊富な地下水が生活や産業、上水道等に幅広く利用されている。トンネル等の地下構造物の設置により地下水の流動及び水質への影響が想定されるため、積極的に専門家等の助言を受け、地下水利用地域及びその周囲の広い地域を対象として十分な調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。また、地下水の流動及び水質の把握は不確実性が存在するため、環境保全措置や供用後モニタリングを含めた長期的な視点で調査等を計画し、実施す



ること。

- 地上構造物やトンネル等の地下構造物の設置に伴う、河川流量の減少、湧水量の減少・枯渇、周辺の希少な動物・植物の生息・生育地への影響が懸念されるため、河川流量、地域の重要な水源や湧水の位置及び状況、希少な動物・植物の生息・生育地等を十分把握した上で、適切に調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。また、近年、集中豪雨が多数発生していることから、方法書以降の手の実施に当たっては、可能な範囲で本事業による土地改変や構造物の設置による降雨被害の拡大防止という観点でも検討すること。

#### (4) 地形・地質に対する影響

- 本配慮書に記載されていない重要な地形・地質についても十分把握し、本事業の実施による影響を回避・低減するよう検討するとともに、可能な範囲で活断層等についても防災上の安全性の観点から検討すること。

#### (5) 文化財に対する影響

- 事業実施想定区域には歴史的・文化的に重要な多数の文化財が存在し、現在存在が知られていない範囲でも埋蔵文化財が存在する可能性がある。また、列車走行振動による文化財への影響や、地下構造物等の設置に伴う地下水流動変化により埋蔵文化財の保存状態の悪化が想定されることから、本府及び関係市町の教育委員会と協議の上、十分に分布状況を把握し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。やむを得ず文化財を毀損する場合は、万全の体制をもって発掘調査を実施し適正に記録保存を行うとともに、その成果を公開すること。

#### (6) 動物・植物・生態系に対する影響

- 事業実施想定区域及びその周辺には、希少な動物・植物の生息・生育地や、京都丹波高原国定公園、京都府歴史的な環境保全地域等が存在するため、これらの地域における動物・植物・生態系について、本府レッドデータリスト等を参照して十分に把握した上で、動物・植物・生態系に対する影響について適切に調査等を実施し、必要に応じて専門家の助言を受け、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。
- 地上区間や山岳部トンネル区間の地上施設から発生する騒音・振動・排気により、周辺の動物・植物・生態系への影響が想定されるため、当該影響について適切に調査等を実施し、回避又は極力低減するよう検討すること。

#### (7) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

- 山岳部トンネル区間も含めて地上施設の設置により、事業実施想定区域及びその周辺に存在する京都丹波高原国定公園、伝統的建造物群保存地区、京都府景観資産登録地区、生物多様性保全上重要な里地里山選定地区等に係る景観資源への影響や

同区域における人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響が想定されるため、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

**(8) 廃棄物等による影響**

- トンネル掘削等の工事に伴う発生土について、発生量及び場外搬出量を抑制するよう検討するとともに、発生土の保管や場外搬出に当たっては、自然環境及び生活環境への影響を把握し、回避又は極力低減するよう検討すること。
- 工事中及び供用時に発生する廃棄物について、発生量の抑制及び発生した廃棄物の再生利用を検討すること。

**(9) 温室効果ガス**

- 工事及び供用に伴う温室効果ガスについて、可能な限り排出量を低減するよう検討すること。

委員意見、関係市町長意見、関係課意見まとめ

※下線部は素案作成にあたって参照した部分

項目	○委員意見、●市町意見、■関係課意見	○事業者回答
<p>1 (1)</p> <p>○個別事項への配慮</p> <p>ルートの位置等の絞り込みについて</p> <p>○今後明らかになる環境影響</p>	<p>○ルート帯の中でどの辺りが明り（地上）になる、もしくはなる可能性があるのかを想定していれば教えてほしい。また、<u>京都駅から大阪間は全てトンネルか、もしくは一部でも明り（地上）になる可能性も想定しているのか。</u></p> <p>○京都市内はほぼトンネル区間とのことであり、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の活用も検討すると記載もあるが、<u>どの程度の深度を考えているか。</u></p>	<p>○配慮書 2-4 ページ抜粋 2-4 事業実施想定区域を設定する際の考え方 本事業に係る計画段階配慮事項の検討にあたっては、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、下記の点を考慮して概略ルートとなる事業実施想定区域を設定した。<u>今後、方法書及び準備書の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業計画を絞り込んでいくこととする。</u></p> <p>○まだ計画段階なのでどこが明りになるのかは決まっていなくても、全体の 8 割がトンネル区間になることを想定している。確実に明りとして想定しているのは、福井県内ではあるが、既に高架橋で駅が作られている敦賀駅付近と平地の真ん中に小浜線の東小浜駅がある東小浜駅付近である。京都府内では、京都駅の北側は概ねトンネルになると考えている。その他の区間については、今回の意見を踏まえて検討したい。 京都駅から大阪間は主にトンネルだと思うが、一部明りになる可能性も想定している。今後、深度化していきたい。</p> <p>○同法では 40m 以深もしくは基盤層から数 m 以深と規定されているので、法令に基づきつつ、現在、地質調査や文献調査により深度を検討しているところ。</p>
<p>○可能な限り絞り込み</p>	<p>○方法書以降では、単一のルートを示すことができるのか。現時点での<u>事業実施想定区域は幅が広く、議論が難しいので、方法書以降ではできるだけ絞り込んでほしい。</u>また、いつ方法書が提出されるのか。</p>	<p>○配慮書 2-4 ページに記載のとおり、方法書以降の手続の中で絞り込んでいきたい。 配慮書手続で得られた各知事意見や大臣意見等を踏まえて方法書を作成するとともに、できるだけルートを絞り込んでいきたい。 方法書の提出時期は、配慮書に対する意見のボリューム次第である。整備新幹線での配慮書手続は本件が最初の事例であり、ボリュームを把握しかねている。</p>
<p>1 (2)</p> <p>○絞り込み経緯の説明</p> <p>手続の実施について</p>	<p>○ルート帯の幅をどのような考え方で決定したのか教えてほしい。特に、京都駅北側では、京都駅の事業実施想定区域を示す円の大きさに伴い、ルート帯の幅が広がっていると思うが、京都駅南側において、円の接線よりもルート帯の幅が狭くなっている理由は何か。</p> <p>基本的な考え方は理解できるし、現時点での表現は難しいとは思いますが、現在の京都駅の位置は点に近い形で表されるのに、配慮書の事業実施想定区域においてこの大きさの円で示されている理由は何か。</p> <p>今後、幅を持ったルート帯からルートを絞り込んでいくにあたっては、<u>絞り込んだ理由を含め、ルートの位置や範囲を丁寧に説明することが大切である。</u></p> <p>○配慮書 2-1 ページの事業目的に「東海・東南海・南海地震により影響を受けることが想定されている東海道新幹線の代替機能」とあるので、<u>ルートや駅の位置を詳細に決定する際は、断層等に十分配慮し、当該位置に決定した理由を明らかにされたい。</u></p>	<p>○基本的には、計画段階において色々と考えた上でルート帯の幅を選定している。京都駅については、配慮書 2-2 ページに記載のとおり、現在の京都駅付近に駅を設置することを主に検討している。京都駅北側については、配慮書 2-6 ページに記載のとおり、京都市街地や伏見酒造エリアを回避した区域を選定するため、広めにルート帯の幅を設定し、概ね円の接線になっている。京都駅南側については、京都駅から京田辺市・松井山手付近までの流れを色々と検討した中で収まると考えられた範囲、また、接線ではないが少しでも幅を狭めるという観点から、このようなルート帯の幅を設定した。駅への入り方、出方という観点も考慮している。 京都駅の付近に駅を設ける可能性や、駅への入り方や出方を勘案して 12km の円になっているが、基本的には現在の京都駅付近に駅を設置することを第一に考えている。今後の手続の中で色々な問題が出てきた際に、様々なバリエーションを持てるよう、広めに設定している。</p> <p>○御意見を踏まえ、そのように公表できるようにしたい。</p>
<p>○工事影響の選定</p>	<p>●本事業の実施に当たっては、<u>工法や工事関係車両の通行など、工事中の影響が大きいと想定できることから、方法書</u></p>	

	<p><u>段階以降において、市民生活や都市機能への影響を最小化</u> <u>するよう慎重かつ十分に検討</u>されること求めます。(京都市)</p> <p>■計画段階環境配慮書においては、<u>工事の影響は考慮しないこととされていますが、南丹市域の事業実施想定区域には豊かな自然が残り、建設工事そのものや工事用道路の設置、工事用車両の走行、重機の稼働に伴い、多岐にわたる環境要素への影響が想定されることから、森の京都の豊かな自然への影響をより小さくする観点からも、方法書における環境影響評価項目については、慎重に選定</u>いただくようお願いいたします。(南丹保健所)</p>	
<p>○丁寧な手続</p>	<p>○配慮書 3-17 ページの図について、表示が途切れているものは当該地形・地質・自然現象の一部が関係市町村でないためか。 また、京都市北部の滋賀県との府県境にある赤い点は何を示すか。</p> <p>○配慮書 3-17 ページの図について、深泥池は危機にある地形に該当するのか。</p> <p>○配慮書 3-17 ページの図は、<u>方法書以降では名称の字を色づけする等もっと見やすくした方がよい。</u></p> <p>○敦賀から新大阪間までの区間全体を表示するための縮尺で図が作成されているが、方法書以降では対象の内容は性格に応じて拡大するなど縮尺を大きくした図を記載した方が分かりやすいと思う。</p> <p>○P. 3-32 京都市域(京都駅周辺)の「分類不明」の地点は、どのようなものか? 「その他・分類不明」となっている理由は分かっているのか?(追加意見)</p> <p>●本意見に基づき、<u>今後の事業推進に当たっては、地下水をはじめとする京都の豊かな自然環境、文化財、市民生活や経済活動などに影響が及ばないように、丁寧な調査と説明を行うこと。</u>(京都市)</p> <p>●<u>沿線住民等に対して、本事業の必要性及び法に基づく環境影響評価の内容等について十分説明し、一層の理解を得るよう努めること。</u>(宇治市)</p> <p>●<u>具体的な路線位置の選定に伴い、配慮書段階で記載のない環境影響評価の項目について調査・予測及び評価が必要となった場合は、方法書又は準備書に記載すること。</u>(宇治市)</p> <p>●北陸新幹線(敦賀・新大阪間)に係る計画段階環境配慮書について、今後の手続きを進めるにあたっては以下に挙げた項目等に対して、自然環境及び生活環境の保全のための措置に努めるなど十分に留意してください。 また、本市においては、<u>市内に駅の設置が予定されており、市民等の関心が高いことから、市民等が十分な説明や情報を受けることができる機会を設けてください。</u>(京田辺市)</p> <p>●<u>具体的な路線位置の選定に伴い、配慮書段階で列挙されていない環境影響評価の項目について調査・予測及び評価が必要となった場合は、方法書又は準備書に追加すること。</u>(京田辺市)</p>	<p>○同図の表示の仕方については御指摘のとおり。 赤い点については確認する。事業実施想定区域と重なりがない地形・地質・自然現象は名称を記載していない。</p> <p>○深泥池は危機にある地形に該当する。</p> <p>○方法書では、福井県、京都府、大阪府の府県ごと別冊で作成するので、より細かい図を掲載できると思う。</p> <p>○分類は、資料の「観光資源分類コード」に基づいています。これは同資料の「種別名称」に関連しており、種別名称が所定の分類以外の場合は観光資源分類コードは「その他」、空欄の場合は「分類不明」とされています。 京都市域における主な箇所は、以下のとおりです(カッコ内は種別名称)。 ・平安神宮、清水寺、鹿苑寺、慈照寺(神社・寺院・教会) ・二条城、京都御所、桂離宮(城跡・城郭・宮殿) ・祇園界限(集落・街) ・祇園祭(年中行事) 等(追加回答)</p>
<p>○住民意見の勘案</p>	<p>●<u>沿線住民等に対して、本事業の必要性及び法に基づく環境影響評価の内容等について十分説明し、一層の理解を得るよう努めること。</u>(宇治市、再掲)</p>	

<p>2 (1) 大気 大気 質</p>	<p>○工事中の大気 汚染物質</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本事業の実施に当たっては、<u>工法や工事関係車両の通行など、工事中の影響が大きいと想定できることから、方法書段階以降において、市民生活や都市機能への影響を最小化するよう慎重かつ十分に検討されること</u>を求めます。（京都市、再掲）</li> <li>●<u>工事期間中においても、騒音・振動・粉塵などの発生が想定されることから、周辺環境への影響の抑制に努め、適切な対策を講じること。</u>（宇治市）</li> <li>●<u>工事車両等通行することが見込まれる場合は地域住民への周知を行うなど、配慮をお願いします。</u>また、<u>騒音・振動・粉じん等による環境影響の抑制に努めるとともに、苦情の申し立て等があった場合には真摯に対応してください。</u>（長岡京市）</li> </ul>	
<p>2 (2) 騒音 ・振動 ・低周 波音</p>	<p>○工事中の騒音 ・振動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本事業の実施に当たっては、<u>工法や工事関係車両の通行など、工事中の影響が大きいと想定できることから、方法書段階以降において、市民生活や都市機能への影響を最小化するよう慎重かつ十分に検討されること</u>を求めます。（京都市、再掲）</li> <li>●<u>工事期間中においても、騒音・振動・粉塵などの発生が想定されることから、周辺環境への影響の抑制に努め、適切な対策を講じること。</u>（宇治市）</li> <li>●<u>工事車両等通行することが見込まれる場合は地域住民への周知を行うなど、配慮をお願いします。</u>また、<u>騒音・振動・粉じん等による環境影響の抑制に努めるとともに、苦情の申し立て等があった場合には真摯に対応してください。</u>（長岡京市）</li> <li>●<u>工事に伴う騒音・振動に係る届出が必要な場合は届け出をしてください。</u>（長岡京市）</li> </ul>	
	<p>○供用時の騒音 ・低周波音・振動 ・微気圧波</p>	<p>○ルート帯の中で<u>どの辺りが明り（地上）になる、もしくはなる可能性があるのか</u>を想定していれば教えてほしい。また、<u>京都駅から大阪間は全てトンネルか、もしくは一部でも明り（地上）になる可能性も想定しているのか。</u>（再掲）</p> <p>トンネルの微気圧波は今後、騒音の項目の中で検討するの か。</p> <p>○明り区間の騒音については、<u>新幹線鉄道騒音に係る環境基準は住居系地域や事業系地域のみが対象となるが、適用対象外の山岳部等についても将来人が住む可能性があることを考えて、どの程度の騒音レベルになるかを評価すべき</u>だと思いがいかか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●今後、<u>ルート</u>の検討に当たっては、<u>地下水の保全や活断層の安全性に十分配慮するとともに、病院や学校等の社会的環境も考慮すること。</u>（京都市）</li> <li>●<u>・明り区間における列車の走行は、騒音・振動・低周波音の発生が想定されることから、周辺の生活環境への影響の回避・低減に努め、適切な対策を講じること。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>トンネル区間（山岳部）における列車の走行は、騒音・振動の発生が想定され、また、鉄道施設（換気施設）の供用は低周波音の発生も想定されることから、周辺の生活環境への影響の回避・低減に努め、適切な対策を講じること。</u></li> <li>・<u>トンネル区間（都市部）における列車の走行は、振動の発生が想定され、また、鉄道施設（換気施設）の供用は低周波音の発生も想定されることから、周辺の生活環境への影響の回避・低減に努め、適切な対策を講じること。</u></li> <li>・<u>超低周波音に対する予測、評価の項目を追加すること。</u>（宇治市）</li> </ul> </li> <li>●（1）騒音対策については、<u>新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日付け環境庁告示第46号）</u>に基づ</li> </ul>	<p>○まだ計画段階なのでどこが明りになるのかは決ま っていないが、全体の8割がトンネル区間になること を想定している。確実に明りとして想定しているの は、福井県内ではあるが、既に高架橋で駅が作られ ている敦賀駅付近と平地の真ん中に小浜線の東小浜 駅がある東小浜駅付近である。京都府内では、京都 駅の北側は概ねトンネルになると考えている。その 他の区間については、今回の意見を踏まえて検討し たい。</p> <p>京都駅から大阪間は主にトンネルだと思うが、一部 明りになる可能性も想定している。今後、深度化し ていきたい。</p> <p>方法書以降、微気圧波という項目を設けて検討する ことを考えている。</p> <p>○騒音については、配慮書 資-7 ページに記載されてい る新幹線鉄道騒音に係る環境基準を遵守することが 基本になる。列車の運行時間については現状の北陸 新幹線と同様に、午前6時から午後12時の間になる。 暗騒音が小さい地域や騒音の感じ方は人により異な るので、個別に対応していきたい。</p> <p>同基準の類型指定は認可後に設定されるので、環境 アセスメントの段階では広めに、暗騒音を測定し、 評価していきたい。</p>

		<p>き、適切な騒音対策を講じること。</p> <p>また、列車の走行においても低周波音の発生が想定され、生活環境や動物への影響が懸念されることから、この影響についても回避・低減を図る措置を講じること。</p> <p>(2) 学校その他特に静穏性が要求される施設及び生活環境や動物への影響が懸念される箇所において、騒音・振動・低周波音等が発生しないように配慮すること。また、方法書以降における騒音、振動、低周波対策に関する調査等の検討、実施にあたり、調査地点及び予測地点の選定に配慮すること。(城陽市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画段階環境配慮書に記載のとおり、学校・病院・住宅等の環境保全施設の近傍は当然のこと、その他の騒音、低周波音及び振動の影響を及ぼすおそれのある地点・地域についても、方法書以降の手続きにおいて慎重な検討を行い、環境影響の低減を図ってください。(八幡市)</li> <li>● 住宅系市街地においては、生活環境の保全に十分配慮すること。特に、松井山手駅周辺は、丘陵部において計画的なまちづくりを行っており、閑静な住宅地や商業・業務施設が整った地域となるため、明り区間による通過は、生活環境等への影響や既存商業施設の分断が予想される。このため、ルート及び駅位置の検討においては、これらの影響を十分考慮し、最大限回避又は低減するよう、トンネルの採用も含めて検討を行うこと。(京田辺市)</li> <li>● 在来線と新幹線の走行を併せた騒音及び振動による生活環境への影響を受けるおそれがあることから、十分な調査、予測、評価を行うこと。(京田辺市)</li> <li>● 本市に計画されている駅施設やトンネル区間に配備される換気施設等の稼動に伴う低周波音の発生が予想されるため、周辺に住居等がある場合には、その影響について十分な調査、予測、評価を行うこと。(京田辺市)</li> <li>● トンネル出入口付近では、トンネル微気圧波の発生が予想されることから、周辺に住居等がある場合には、その影響について十分な調査、予測、評価を行うこと。(京田辺市)</li> <li>● 新幹線の走行における、振動、騒音及び低周波音の発生について、生活環境や動物への影響が想定されるため、適切な対応を実施すること。(南丹市)</li> <li>● 明かり区間、トンネル区間の両方について、市街化調整区域を含む全区間において新幹線鉄道騒音に係る環境基準等を遵守するよう配慮すること。(久御山町)</li> </ul>	
2 (3) 水質・地下水・水資源	○河川水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明り及びトンネル区間の掘削工事等により、河川や水路において濁水の発生や流量の低下など農業用水に影響を及ぼさないよう十分な調査、予測、評価を行うこと。(京田辺市)</li> <li>● 図 3-1-5 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況(p. 3-13)の京都府南部の円(京田辺市域が含まれる円)にある大谷川は、AA類型(青色)で表示されているが、京都府による資料ではB類型(緑色)となっており、再確認すること。(京田辺市)</li> <li>● 概略ルートでは、地域の重要な水源となる箇所を通過する恐れがあり、構造物構築による流量の減少等の影響が懸念されるため、十分な調査を実施し、路線位置の選定について配慮されたい。</li> </ul> <p>また、由良川最上流域であるため、下流域への流量や水質に係る影響が懸念されるため、影響の回避、低減に努めること。(南丹市、再掲)</p>	
	○地下水への影響	○地下水について、配慮書 2-5 ページに「京都市市街地の地下水への影響等について、詳細な検討を行う」とあるが、詳細な検討を行うのは京都市市街地の地下水だけなのか。基本的には、地下水の流動を考えると広く丁寧に検討する必要があると思うが、詳細な検討を行う範囲を教えてください。	○これまでの整備新幹線事業と同様に、全線で地下水利用状況を確認し、通常どおり影響を検討することを考えている。従来は法律に基づく水質が担保されている中で水量が確保できればよしとしてきたが、京都市市街地の地下水利用状況を調べていく中で、京都では水量だけではなく水質についても高い意識を持っていることがわかってきた。検討を行う範囲は京都市市街地だけではなく、地下水がどう流れ込んでいるか、また、どのように流れてきてどのような水質になるのかも含めて詳細な検討を行いたいと考えている。 <p>地下水については当機構だけでは十分な知見を有していない部分もあると考えているため、今後は、配慮書 4-44 ページの記載「方法書以降の手続きにおいて、周辺の水利用調査を確実に実施し、その上で施</p>

	<p>基本的な方向性はよいと思うが、さらに丁寧に対応した方がよい。配慮書 4-44 ページではトンネルでの湧水の影響は記載されているが、明り区間でも構造物によっては、地表水の流出やそれに伴う地下水の流動の変化、水資源の変化も考えられるので、調査の精度は変わると思うが、ぜひ選定して調査を行ってほしい。</p> <p>また、配慮書 4-44 ページでは、「施工方法等について、専門家の助言等を受け、」とあるが、<u>周辺の地下水動態についても専門家の助言等を受けるのか。</u></p> <p><u>地下水の流動の把握は科学技術的にも難しいため、事業実施後も含めて長期的なモニタリングが必要だと考える。そのため環境影響評価においても、長期的な視点を視野に入れた調査を行うことが重要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、<u>ルート</u>の検討に当たっては、<u>地下水の保全や活断層の安全性に十分配慮</u>するとともに、病院や学校等の社会的環境も考慮すること。（京都市）</li> <li>● 京都市は、<u>地下水が豊富であり、生活や産業等において幅広く活用されていることから、地下水の水質及び水量への影響を可能な限り回避・低減するため、十分な調査及び配慮を行うこと。</u>（京都市）</li> <li>● 本市水道水の約 85%は地下水に依存していること、地下水を市民の共有にして有限な資源と認識し、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることによって、<u>市民の生活用水としての水道水源を保全し、ひいては市全体の地下水の保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」を制定していることから、当該事業の実施にあたっては、地下水の保全に十分配慮すること。また、地下水については京都市市街地のみ詳細な検討を行うのではなく、周辺地域の地下水動態も含めて詳細な検討を行うこと。さらに、地下水の流動を把握するため、事業開始後も含めた長期的なモニタリング調査を行うこと。</u>（城陽市）</li> <li>● 本市水道事業の取水源は、深さ 200 m の深井戸であり、<u>市内 10 箇所</u>に点在しているため、配慮すること。また、<u>市内事業所において地下水の揚水施設を設置している箇所があるため、地下水への影響がでないよう配慮すること。</u>（向日市）</li> <li>● <u>地下水を保全するとともに地盤沈下を防止する目的から「長岡京市地下水採取の適正化に関する条例」を制定しています。当該条例に基づく井戸以外にも、条例の規制を下回る井戸も存在することが考えられるため、地下水利用者への影響がでないよう対策を講じてください。</u>（長岡京市）</li> <li>● 本市水道の水源として、<u>市内に 7カ所の取水井があり、また将来の新規取水井設置のための候補地も存在しています。取水井の深さは 200m から 300m あり、地下トンネル設置が取水施設や水資源へ影響を及ぼさないよう、工法やルート</u>の選定に留意してください。（八幡市）</li> <li>● 事業実施想定区域内には、<u>上水道施設である取水井をはじめ、農業や工業用の取水施設があり、水質及び地下水位の低下等への影響が懸念されるため、周辺地域の取水及び利水状況を十分に調査し、予測、評価を行うこと。</u>（京田辺市）</li> <li>● 久御山町は、宇治川や木津川、桂川の三川に囲まれた地域にあり、<u>豊富な地下水があることから多くの企業が立地し、農業も盛んな地域となっている。これらの町二大産業に影響がないよう事業実施想定区域の利水状況について調査し、枯渇や水質の低下を防止するよう配慮すること。</u>（久御山町）</li> </ul>	<p>工方法等について、専門家の助言等を受け」とあるように、積極的に助言を受けていきたい。</p> <p>地下水の流動全般についても助言をいただく予定である。</p> <p>明り区間での影響についても、方法書以降で採用し調査したいと考えている。</p> <p>いただいた御意見を参考にさせていただく。</p>
<p>○湧水・河川流量への影響</p>	<p>○基本的な方向性はよいと思うが、さらに丁寧に対応した方がよい。配慮書 4-44 ページではトンネルでの湧水の影響は記載されているが、<u>明り区間でも構造物によっては、地表水の流出やそれに伴う地下水の流動の変化、水資源の変化も考えられるので、調査の精度は変わると思うが、ぜひ選定して調査を行ってほしい。</u>（再掲）</p> <p>○最近では<u>ゲリラ豪雨等、急な雨の降り方が増えてきているため、環境影響評価では対象とするのは難しいかもしれないが、水資源といった水を利用する側面だけでなく、本</u></p>	<p>○地下水の流動全般についても助言をいただく予定である。</p> <p>明り区間での影響についても、方法書以降で採用し調査したいと考えている。</p>

		<p>業による改変や構造物により降雨被害が拡大しないようにという観点も考慮してほしい。</p> <p>○トンネルの設置による地下水脈への影響（周辺および地上部の土壌湿度や湿地分布の変化）の予測は容易でないと思われるが、<u>重要な動物（水生、陸生）、植物の生息場所が当該変化により受ける可能性がある</u>ので、今後可能な範囲で検討されたい。（追加意見）</p> <p>○京都府内の山岳部はトンネル区間を想定していると思われるが、トンネル区間であっても一部の地上に設置される鉄道施設により動植物や生態系が影響を受けるという観点から、できるだけ地上部分の改変を少なくすることが望ましい。また、<u>山岳部のトンネル等地下構造物により地下水流動が変化し、沢枯れをすることがないよう配慮</u>されたい。（追加意見）</p> <p>●概略ルートでは、<u>地域の重要な水源となる箇所を通過する恐れがあり、構造物構築による流量の減少等の影響が懸念</u>されるため、十分な調査を実施し、路線位置の選定について配慮されたい。</p> <p>また、<u>由良川最上流域であるため、下流域への流量や水質に係る影響が懸念</u>されるため、<u>影響の回避、低減に努めること</u>。（南丹市）</p> <p>●日本各地で台風や集中豪雨、地震などの災害が発生しており、事業実施想定区域においては、<u>供用開始後のあらゆる災害発生を想定し、被害の拡大を防ぐよう検討</u>すること。（久御山町）</p>	<p>○方法書以降の降の手続において、トンネルの設置による地下水脈への影響が予測される場合には、専門家の助言等を受け、環境保全措置の検討を行ってまいります。（追加回答）</p> <p>○山岳部のトンネル区間の地上部分の改変については、事業計画の深度化において、できるだけ少なくなるよう検討を行ってまいります。また、山岳部のトンネル等地下構造物による地下水影響については、専門家の助言等を受け、詳細な予測・評価及び環境保全措置の検討を行ってまいります。（追加回答）</p>
<p>2 (4)</p> <p>地形・地質</p>	<p>○重要な地形・地質、活断層</p>	<p>○配慮書 3-17 ページの図を見ると、ルート帯にある断層は「大原・八瀬・花折断層帯・断層線谷」1 つだけしか示されていないが他にはないか。</p> <p>また、京都府南部の「危機にある地形」の赤線は何を示すか。</p> <p>配慮書 2-1 ページの事業目的に「<u>東海・東南海・南海地震により影響を受けることが想定されている東海道新幹線の代替機能</u>」とあるので、<u>ルートや駅の位置を詳細に決定する際は、断層等に十分配慮し、当該位置に決定した理由を明らかに</u>されたい。（再掲）</p> <p>○配慮書 3-17 ページの図について、表示が途切れているものは当該地形・地質・自然現象の一部が関係市町村でないためか。</p> <p>また、京都市北部の滋賀県との府県境にある赤い点は何を示すか。（再掲）</p> <p>○配慮書 3-17 ページの図について、<u>深泥池は危機にある地形に該当する</u>のか。（再掲）</p> <p>○配慮書 3-17 ページの図は、方法書以降では名称の字を色づけする等もっと見やすくした方がよい。（再掲）</p> <p>●今後、<u>ルートの検討に当たっては、地下水の保全や活断層の安全性に十分配慮するとともに、病院や学校等の社会的環境も考慮</u>すること。（京都市）</p> <p>●事業実施想定区域内には、<u>生駒断層帯も存在するため、注目すべき地形・地質として掲げ、防災上の安全性の観点からも十分に調査、予測、評価を行うこと</u>。（京田辺市）</p> <p>●日本各地で台風や集中豪雨、地震などの災害が発生しており、事業実施想定区域においては、<u>供用開始後のあらゆる災害発生を想定し、被害の拡大を防ぐよう検討</u>すること。（久御山町、再掲）</p>	<p>○断層は配慮書に記載以外のものある。方法書以降に記載するとともに、重要度や動く可能性を含めて検討する。</p> <p>赤線は右下に記載している「城陽市、宇治市周辺の丘陵地」を示す。元資料においてこの様な矩形として示されている。</p> <p>御意見を踏まえ、そのように公表できるようにしたい。</p> <p>○同図の表示の仕方については御指摘のとおり。赤い点については確認する。事業実施想定区域と重なりがない地形・地質・自然現象は名称を記載していない。</p> <p>○深泥池は危機にある地形に該当する。</p>
<p>2 (5)</p> <p>文化財</p>	<p>○文化財の毀損</p>	<p>○文化財について、列車の走行による影響が選定されていないが、<u>列車の走行による振動により、木造の構造物への影響</u>があると考えられるので選定してはどうか。</p> <p>○文化財を保全するための振動対策については、配慮書 資-12 ページに示されている指針「70 デシベルを超える地域については緊急に」対策、「静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること」の範囲で対策を行うのか。<u>必要に応じて、指針以上の対策</u>をするのか。</p> <p>○・質問① 配慮 3-60 ページの表 3-2-17 について、考古学では「埋蔵文化財包蔵地範囲」という用語は使わないが、「埋蔵文化</p>	<p>○列車の走行により影響を受ける環境要素として振動を選定しており、振動に対する環境保全措置により回避できるとは考えているが、御意見を踏まえ、今後選定する方向で検討していきたい。</p> <p>○文化財への影響への判断基準は、今後検討していくが、振動対策としては当該指針が基本になる。必要に応じてケースバイケースで対応していきたい。</p> <p>○・質問① 京都府内の埋蔵文化財包蔵地については、「京都府・市町村共同 統合型地図情報システム」の遺跡マ</p>



財包蔵地点」と「埋蔵文化財包蔵地範囲」が併記されている意味は何か。それぞれの箇所数は重なりがあるのか。

・質問②

富山県内では、北陸新幹線ルート上に 63 遺跡見つかри、そのうち 38 遺跡が部分的にでも破壊されたとのことである。参考までに石川県や福井県の状況を教えてほしい。また、配慮書 4-45 ページに「影響が小さくなるように構造等に配慮」と記載されているが、具体的にはどのような対策がとられたのか。

・要望①

埋蔵文化財への対応としては、①ルートの回避又は埋蔵文化財を破壊しない方法で工事を行う、②やむを得ず埋蔵文化財を破壊する場合は工事に先立ち発掘調査を実施し埋蔵文化財を記録として残す、の2つしかないと考える。そのため、文化財の検討結としては、配慮書 4-45 ページの「文化財の影響は小さいと考えられることから、重大な環境影響の回避・低減が図られると考えられる」とは言い切れず、「対象となる文化財は回避する。やむをえず埋蔵文化財を破壊する形で工事を実施する場合は、万全の体制をもって発掘調査を実施し、その成果を広く公開し、国民に還元する配慮をおこなう」と認識を改めるべきである。

・要望②

現在存在が知られていない範囲でも埋蔵文化財が存在する可能性があるため、明り区間やトンネル区間内の谷部についても、京都府及び地元自治体の教育委員会と十分に協議・確認した上で対策をしてほしい。トンネル区間であっても、地下トンネルの建設により地下水状況が変化し、地中の埋蔵文化財の保存状態が悪化する可能性があるため、トンネル区間であっても埋蔵文化財への配慮を怠らないようにされたい。

- (1) 事業対象地が、本市域内の文化財保護法に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地を含む場合、文化財保護法第 94 条に基づく通知等の手続きを行ってください。

(2) 事業主体が、国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるものである場合、上記手続き等の所管は、京都府教育委員会となるので、詳細については京都府教育委員会文化財保護課と協議してください。(八幡市)

- 京都府遺跡地図を参考に、事業実施想定区域及びその周辺に存在する文化財については、必要に応じ現地調査を行うなど、影響の有無について予測、評価を行うこと。(京田辺市)

ップに基づき、手作業により GIS データを作成した。元データでは、地点と範囲という分類があったため、配慮書の表 3-2-17 では、それぞれ「埋蔵文化財包蔵地点」と「埋蔵文化財包蔵範囲」として整理した。箇所数は、それぞれの地点と範囲の数をカウントしたものであり、本配慮書では、箇所数は重なりのある情報として整理している。

・質問②

金沢～敦賀区間における埋蔵文化財の数は、石川県内 44 箇所、福井県内 52 箇所存在している。回避した箇所数や影響を受けた箇所数等の内訳は、現在調査中のものや、調査の結果、埋蔵文化財がなかった箇所もあり、現在整理しているところであり、後日、事務局を通じて回答したい。

また「影響が小さくなるように構造等に配慮」として考えているのは、まずは埋蔵文化財を回避したルートとする。明り部分であれば避けてトンネル化により回避する。埋蔵文化財を通らざるをえなく、明り部分にしなければならない場合は、埋蔵文化財の発掘結果や教育委員会との協議等を踏まえ、高架の柱の位置を変更するなど、構造等に配慮することなるべく影響を小さくしたいと考えている。

・要望①

方法書以降の手續において要望を参考に検討したい。

・要望②

従来と同様、文化財保護法に基づき協議をする。

○ 1. 計画地にある埋蔵文化財数 石川県 52 箇所・福井県 52 箇所 計 104 箇所

2. 回避された箇所 0 箇所 (ルート変更・回避した記録がない)

3. 影響が小さくなるような配慮 石川県 3 箇所・福井県 7 箇所 計 10 箇所  
→ トンネル構造のため、調査不要となった。

4. 工事のために破壊 (本調査) 石川県 39 箇所・福井県 16 箇所 計 55 箇所

(参考)

※試掘の結果 本調査不要と判断 石川県 10 箇所・福井県 29 箇所 計 39 箇所 (追加回答)

		<p>■当該事業地内には<u>国指定史跡平安宮跡や国指定特別天然記念物カモシカ等、国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物が所在</u>しており、それらに対する現状変更については、許可される可能性は極めて低いと思われます。同じく、<u>府指定・登録・暫定登録文化財も所在</u>しており、それらに対する現状変更についても許可等を得るのは困難と判断されます。また、周知の埋蔵文化財包蔵地も多数所在しています。事業の実施に際しては、その取扱いについて<u>当課、南丹市教育委員会、京都市文化市民局、向日市教育委員会、長岡京市教育委員会、宇治市教育委員会、久御山町教育委員会、八幡市教育委員会、城陽市教育委員会及び京田辺市教育委員会と十分な協議が必要</u>となります。（文化財保護課）</p>	
<p>2 (6)  動物・植物・生態系</p>	<p>○希少な動植物・生態系の消失・改変</p>	<p>○山岳部の明り部分は高架になるのか。<u>高架でない場合は動物が行き来できない。</u></p> <p>○トンネルの設置による地下水脈への影響（周辺および地上部の<u>土壌湿度や湿地分布の変化</u>）の予測は容易でないと思われるが、<u>重要な動物（水生、陸生）、植物の生息場所</u>が当該変化により受ける<u>可能性がある</u>ので、今後可能な範囲で検討されたい。（追加意見、再掲）</p> <p>○配慮書に掲載されている動物種名がかなり少ない。<u>京都府山岳部での生息情報があるクマタカの記載もない。関係する地方公共団体が作成するレッドデータリストや文献等も踏まえ、重要種の生息分布を把握し、可能な限り回避するようルートを設定されたい。</u>（追加意見）</p> <p>○京都府内の山岳部はトンネル区間を想定していると思われるが、<u>トンネル区間であっても一部の地上に設置される鉄道施設により動植物や生態系が影響を受ける</u>という観点から、<u>できるだけ地上部分の改変を少なくすることが望ましい</u>。また、山岳部のトンネル等地下構造物により地下水流動が変化し、<u>沢枯れをすることがないよう配慮されたい。</u>（追加意見、再掲）</p> <p>●計画段階環境配慮書に記載のとおり、<u>男山京都府歴史的自然環境保全地域は当然のこと、それ以外の動物及び植物に影響を及ぼすおそれのある地点・地域においても、方法書以降の手続きにおいて慎重な検討を行い、生息及び生育への影響の低減を図ってください。</u>（八幡市）</p> <p>●京阪奈丘陵は、<u>里山的自然が残っている地域が見られ、貴重な動植物が生育・生息している可能性があるため、注意すべき地域として掲げ、生態系の確保も含めて十分な調査、予測、評価を行うこと。</u>（京田辺市）</p> <p>●木津川は、<u>堤防沿いも含めて、貴重な動植物が生育・生息していることから、その生育・生息分布を把握するために、十分な調査を実施するとともに、貴重な動植物に対する工事中、共用後の影響について、予測、評価を行うこと。</u>（京田辺市）</p> <p>●京都丹波国定公園のうち、<u>第1種・第2種特別地域に指定されている芦生の森を回避したルート選定がされているが、その周辺についても希少種をはじめ多種多様な動植物が生息していることから、丁寧な現地調査を行い、生息環境の変化について予測、評価を行うこと。</u>（南丹市）</p> <p>●旧巨椋池には<u>自然が多く残っており、多様な動植物が確認されている。旧巨椋池についてははていねいな現地調査を行い、動物の生息や植物の生育が変化すると予測される場合は、専門家の助言等を受け、環境保全措置を検討し、自然環境への影響をできる限り回避・低減が図られるように配慮すること。</u>（久御山町）</p> <p>■重要種の選定基準として、<u>国のレッドデータリストや法令指定種だけでなく、関係地方公共団体のレッドデータリストや希少種保全条例指定種も追加してください</u>（表4-3-35、4-3-40、11-2など）。（自然環境保全課）</p> <p>■<u>植物</u>について、<u>植生や群落、巨樹・巨木といったマクロレベルの評価だけでなく、個々の種レベルでの評価も実施してください</u>（表4-3-39、4-3-40など）。（自然環境保全課）</p> <p>■事業予定地周辺では、<u>京都府指定希少野生生物のニホンカワネズミ、ニホンモモンガ、オオタカ、ブッポウソウ及び</u></p>	<p>○基本的には高架を考えているが、調査結果によって盛土になる可能性もある。その場合は動物への影響が考えられるため配慮をしたいと考えている。</p> <p>○方法書以降の<u>手続</u>において、トンネルの設置による地下水脈への影響が予測される場合には、<u>専門家の助言等を受け、環境保全措置の検討を行ってまいります。</u>（追加回答）</p> <p>○方法書以降の<u>手続</u>において、関係する地方公共団体が作成するレッドリストや文献等も踏まえ、<u>重要種の生息分布を把握し、ルート検討において参考としてまいります。</u>（追加回答）</p> <p>○山岳部のトンネル区間の地上部分の改変については、<u>事業計画の深度化において、できるだけ少なくなるよう検討を行ってまいります。</u>また、山岳部のトンネル等地下構造物による地下水影響については、<u>専門家の助言等を受け、詳細な予測・評価及び環境保全措置の検討を行ってまいります。</u>（追加回答）</p>

		<p>オオサンショウウオの生息が確認されておりますので、事業の実施に当たっては、<u>専門家の意見を踏まえ適切な配慮を行ってください。</u>（自然環境保全課）</p> <p>■<u>指定希少野生生物を含め絶滅のおそれのある野生生物が生息・生育する環境への影響を最小限にする工法の採用その他の必要な措置を講じるよう努め、地域の生物多様性の保全について適切な配慮を行ってください。</u>（自然環境保全課）</p> <p>■<u>巻末資料には、重要種だけでなく、普通種を含む全種のリストを掲載してください。また、植物の種リストも掲載してください（表11-3～11-8）。</u>（自然環境保全課）</p> <p>■<u>京都丹波高原国定公園の自然環境への影響を十分に調査し、回避・低減する工法の採用その他の必要な措置を講じるようにしてください。</u>（自然環境保全課）</p> <p>■<u>森林生態系への配慮において貴重な動植物及びハビタットだけでなく、特定植物群落や京都府レッドデータブック自然生態系編に示された保護上重要な植物群落についても環境影響の回避、低減を図る必要があると考えられる。</u>（森の保全推進課）</p> <p>■<u>事業実施想定区域内に鳥獣保護区がありますが、開発等の行為は規制されていません。</u> しかし、<u>鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区として指定しているため、ルートを選定にあたり配慮願います。</u>（農村振興課）</p> <p>■<u>当該事業地内には国指定史跡平安宮跡や国指定特別天然記念物カモシカ等、国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物が所在しており、それらに対する現状変更については、許可される可能性は極めて低いと思われます。同じく、府指定・登録・暫定登録文化財も所在しており、それらに対する現状変更についても許可等を得るのは困難と判断されます。また、周知の埋蔵文化財包蔵地も多数所在しています。事業の実施に際しては、その取扱いについて当課、南丹市教育委員会、京都市文化市民局、向日市教育委員会、長岡京市教育委員会、宇治市教育委員会、久御山町教育委員会、八幡市教育委員会、城陽市教育委員会及び京田辺市教育委員会と十分な協議が必要となります。</u>（文化財保護課、再掲）</p>	
	<p>○地上施設の騒音・振動・排気</p>	<p>○山岳部のトンネル区間においては地上に換気施設が設置されると思われるが、供用時の換気施設の影響について、動物・植物・生態系が選定されていない理由は何か。</p> <p><u>換気施設の供用により、動物・植物・生態系への影響があるので、選定する方向で検討してほしい。</u></p> <p>●<u>新幹線の走行における、振動、騒音及び低周波音の発生について、生活環境や動物への影響が想定されるため、適切な対応を実施すること。</u>（南丹市、再掲）</p>	<p>○換気施設の供用による影響としては、施設設置のための地上部の改変や供用時の排気等がある。方法書以降で事業計画が具体化した段階で、評価項目として選定するかどうかも含めて検討したい。そのように対応する。</p>
<p>2 (7)  景観</p>	<p>○<u>景観資源・人ふれへの影響</u></p>	<p>○<u>京都府北側の山間部はほぼトンネルとのことだが、列車が地上に出てくる谷間では景観や風景が変化すると思う。調査の対象としているのか。</u></p> <p>●<u>現時点では、ルート等不明な点も多く、おそらく宇治市域はトンネル区間のみとなるので、概ね問題ないかと思うが、地上設備・機器などが設置される場合は、景観への配慮と事前協議をすること。また、設置場所・規模によっては、許可申請や届け出が必要となる場合がある。</u>（宇治市）</p> <p>●<u>今回示された事業実施想定区域には、平成27年度に京都府景観資産登録地区に登録され、さらに「流れ橋と両岸上津屋・浜台の「浜茶」」が「日本茶800年の歴史散歩」のひとつとして日本遺産に認定され、これまで何度も農林水産大臣賞を受賞した茶葉を栽培している茶園をはじめ、優良農地が含まれることから、今後の具体的な事業実施区域の選定の際にはこれらの地域を回避することを検討し、影響をできる限り回避・低減するよう配慮すること。</u>（城陽市）</p> <p>●<u>農山村の原風景を有する伝統的建造物群保存地区及び芦生の森の近隣を通過するルートであることから、事業の実</u></p>	<p>○そのような影響は想定しており、方法書以降で詳細に調査していく。景観への影響に加え、列車の走行に伴う騒音・振動の影響も考えている。従来の事例では影響がある場合、橋にシェルターを設置した場合もあるので、そういった対応も含めて検討していく。</p>

		<p>施にあたって、近傍の景観に配慮すること。（南丹市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■事業実施想定区域内に、京都府景観資産登録地区があります。 土地利用規制等はありませんが、<u>景観が著しく変わり、登録要件を満たさなくなった場合は、登録を取り消すこと</u>となります。（都市計画課）</li> <li>■指定希少野生生物を含め絶滅のおそれのある野生生物が生息・生育する環境への影響を最小限にする工法の採用その他の必要な措置を講じるよう努め、<u>地域の生物多様性の保全について適切な配慮を行ってください。</u>（自然環境保全課、再掲）</li> <li>■<u>京都丹波高原国定公園の自然環境への影響を十分に調査し、回避・低減する工法の採用その他の必要な措置を講じるようにしてください。</u>（自然環境保全課、再掲）</li> </ul>	
2 (8) 廃棄物等	○掘削発生土	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>工事期間中においても、騒音・振動・粉塵などの発生が想定されることから、周辺環境への影響の抑制に努め、適切な対策を講じること。</u>（宇治市）</li> <li>●<u>トンネル工事に伴い大量に土砂が発生し、残土の処理にあたり大規模な土捨場が必要と考えられることから、処理予定地の場所や規模を早期に明示し、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう検討すること。</u>（宇治市）</li> <li>●<u>トンネル掘削による等工事に伴い発生する残土の処理について、自然環境への影響を回避又は低減するよう、受入れやリサイクル等についても十分に検討すること。</u>（京田辺市）</li> </ul>	
	○廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境要素として選定されていない廃棄物や温室効果ガスについても、<u>環境に与える影響が予想されることから、これらの予測や評価の必要性を検討すること。</u>（京田辺市）</li> </ul>	
2 (9) 温室効果ガス	○温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境要素として選定されていない廃棄物や温室効果ガスについても、<u>環境に与える影響が予想されることから、これらの予測や評価の必要性を検討すること。</u>（京田辺市、再掲）</li> </ul>	
その他	関係機関協議 →課長指導文	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>森本地区において区画整理事業が予定されていることから、当該事業と北陸新幹線事業を総合的に勘案し、環境に配慮すること。</u>（向日市）</li> <li>●<u>事業詳細等が決定次第、必要に応じて、農業委員会事務局と協議をお願いします。</u>（八幡市）</li> <li>●<u>ルート及び駅位置は、将来のまちづくりに影響を与える重要な要素となる。このため、環境に与える影響を回避低減することはもとより、新幹線の整備効果を最大限まちづくりに活かすためにも、早い段階から本市との綿密な協議調整を行うこと。</u>（京田辺市）</li> <li>●<u>今後の環境影響評価に係る状況報告を適時行うこと。</u>（京田辺市）</li> </ul>	

京都府環境影響評価専門委員会 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）配慮書に対する追加委員意見・事業者見解

委員	項目、ページ番号等	意見	事業者見解
渡邊委員長	P.3-32	P.3-32 京都市域（京都駅周辺）の「分類不明」の地点は、どのようなものか？ 「その他・分類不明」となっている理由は分かっているのか？	分類は、資料の「観光資源分類コード」に基づいています。これは同資料の「種別名称」に関連しており、種別名称が所定の分類以外の場合は観光資源分類コードは「その他」、空欄の場合は「分類不明」とされています。 京都市域における主な箇所は、以下のとおりです（カッコ内は種別名称）。 ・平安神宮、清水寺、鹿苑寺、慈照寺（神社・寺院・教会） ・二条城、京都御所、桂離宮（城跡・城郭・宮殿） ・祇園界限（集落・街） ・祇園祭（年中行事） 等
中尾委員	地下構造物設置による重要な生息場所への影響	トンネルの設置による地下水脈への影響（周辺および地上部の土壌湿度や湿地分布の変化）の予測は容易でないと思われるが、重要な動物（水生、陸生）、植物の生息場所が当該変化により受けうる可能性があるもので、今後可能な範囲で検討されたい。	方法書以降の手続において、トンネルの設置による地下水脈への影響が予測される場合には、専門家の助言等を受け、環境保全措置の検討を行ってまいります。
布野委員	重要種生息場所の回避	配慮書に掲載されている動物種名がかなり少ない。京都府山岳部での生息情報があるクマカカの記載もない。関係する地方公共団体が作成するレッドデータリストや文献等も踏まえ、重要種の生息分布を把握し、可能な限り回避するようルートを設定されたい。	方法書以降の手続において、関係する地方公共団体が作成するレッドリストや文献等も踏まえ、重要種の生息分布を把握し、ルート検討において参考としてまいります。

<p>山岳部地上施設による動植物・生態系への影響 山岳部地下構造物による地下水・水資源への影響</p>	<p>京都府内の山岳部はトンネル区間を想定していると思われるが、トンネル区間であっても一部の地上に設置される鉄道施設により動植物や生態系が影響を受けるといった観点から、できるだけ地上部分の改変を少なくすることが望ましい。また、山岳部のトンネル等地下構造物により地下水流動が変化し、沢枯れをすることがないよう配慮されたい。</p> <p>(事業者未回答事項を含む事前質問) ◎質問② P.4-45の「総合評価」の「文化財」欄の説明について 明かり区間もトンネル区間も「対象となる文化財を回避する、またはやむを得ず通過する場合は影響が小さくなるよう構造等に配慮する」と記されています。しかし、すでに石川県や富山県で実施された北陸新幹線工事によって、数多くの遺跡が破壊されています。富山県内では、ルータ上に6.3遺跡がみつかり、そのうち3.8遺跡について9年間をかけて発掘調査がおこなわれました(富山県埋蔵文化財センター資料による)。これらの発掘調査は、建設事業で遺跡を(部分的にでも)破壊して工事をおこなうという場合に、工事に先立ち遺跡の記録を残す目的で実施されるものです。つまり、富山県では、計画地に存在した遺跡の半数以上が、(部分的にでも)破壊された、ということになります。</p> <p>参考までに、<b>石川県や福井県では、計画地に何箇所</b></p>	<p>山岳部のトンネル区間の地上部分の改変については、事業計画の深度化において、できるだけ少なくなるよう検討を行ってまいります。 また、山岳部のトンネル等地下構造物による地下水影響については、専門家の助言等を受け、詳細な予測・評価及び環境保全措置の検討を行ってまいります。</p>	<p>1. 計画地にある埋蔵文化財数 石川県 52 箇所・福井県 52 箇所 計 104 箇所</p> <p>2. 回避された箇所 0 箇所 (ルート変更・回避した記録がない)</p> <p>3. 影響が小さくなるような配慮 石川県 3 箇所・福井県 7 箇所 計 10 箇所 → トンネル構造のため、調査不要となった。</p> <p>4. 工事のために破壊(本調査) 石川県 39 箇所・福井県 16 箇所 計 55 箇所 (参考) ※試掘の結果 本調査不要と判断 石川県 10 箇所・福井県 29 箇所 計 39 箇所</p>
<p>佐古委員</p>			

		<p>の埋蔵文化財があり、そのうち「回避」されたのが何箇所、「影響が小さくなるような配慮」がおこなわれたのが何箇所、工事のために破壊された埋蔵文化財が何箇所か、後日でもいいので教えてください。また、「影響が小さくなるような構造等に配慮」とは、具体的にどのような配慮がなされたのか、教えてください。</p>	
--	--	--	--







環 環 管 第 1 6 号  
令 和 元 年 7 月 1 0 日

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊 様

京 都 市 長 門 川 大 作

〔 担 当 環 境 政 策 局 環 境 企 画 部 環 境 管 理 課 〕  
〔 TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 5 1 〕



北 陸 新 幹 線 ( 敦 賀 ・ 新 大 阪 間 ) 計 画 段 階 環 境 配 慮 書 に 対 す る 意 見 に つ い て

令 和 元 年 6 月 1 0 日 付 け 元 環 管 第 2 1 5 号 で 依 頼 が あ り ま し た 標 記 計 画 段 階 環 境 配 慮 書 に つ い て , 別 添 の と お り 環 境 配 慮 の 観 点 か ら の 意 見 を 述 べ ま す 。

な お , 本 事 業 の 実 施 に 当 た っ て は , 工 法 や 工 事 関 係 車 両 の 通 行 な ど , 工 事 中 の 影 響 が 大 き い と 想 定 で き る こ と か ら , 方 法 書 段 階 以 降 に お い て , 市 民 生 活 や 都 市 機 能 へ の 影 響 を 最 小 化 す る よ う 慎 重 か つ 十 分 に 検 討 さ れ る こ と を 求 め ま す 。

( 別 添 )

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書に対する意見

京 都 市 長

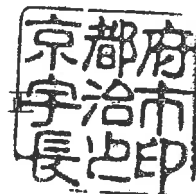
- 1 今後、ルートを検討に当たっては、地下水の保全や活断層の安全性に十分配慮するとともに、病院や学校等の社会的環境も考慮すること。
- 2 京都市は、地下水が豊富であり、生活や産業等において幅広く活用されていることから、地下水の水質及び水量への影響を可能な限り回避・低減するため、十分な調査及び配慮を行うこと。
- 3 本意見に基づき、今後の事業推進に当たっては、地下水をはじめとする京都の豊かな自然環境、文化財、市民生活や経済活動などに影響が及ばないよう、丁寧な調査と説明を行うこと。

写

元宇人環第372号  
令和元年7月10日

京都府知事  
西脇 隆俊 様

宇治市長 山本



北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書についての  
環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和元年6月10日付、元環管第215号にて照会のありました、標記の件につきまして、別紙  
のとおり回答いたします。



宇治市人権環境部環境企画課

担当：増田、三苫、幸田

Tel：0774-20-8726

Mail：kankyokikakuka@city.uji.kyoto.jp

宇治市 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書についての  
環境の保全の見地からの意見について（回答）

記

1. 騒音・振動・低周波音等

- ・ 明り区間における列車の走行は、騒音・振動・低周波音の発生が想定されることから、周辺的生活環境への影響の回避・低減に努め、適切な対策を講じること。
- ・ トンネル区間（山岳部）における列車の走行は、騒音・振動の発生が想定され、また、鉄道施設（換気施設）の供用は低周波音の発生も想定されることから、周辺的生活環境への影響の回避・低減に努め、適切な対策を講じること。
- ・ トンネル区間（都市部）における列車の走行は、振動の発生が想定され、また、鉄道施設（換気施設）の供用は低周波音の発生も想定されることから、周辺的生活環境への影響の回避・低減に努め、適切な対策を講じること。
- ・ 超低周波音に対する予測、評価の項目を追加すること。
- ・ 工事期間中においても、騒音・振動・粉塵などの発生が想定されることから、周辺環境への影響の抑制に努め、適切な対策を講じること。

2. 廃棄物等

- ・ トンネル工事に伴い大量に土砂が発生し、残土の処理にあたり大規模な土捨場が必要と考えられることから、処理予定地の場所や規模を早期に明示し、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう検討すること。

3. 景観

- ・ 現時点では、ルート等不明な点も多く、おそらく宇治市域はトンネル区間のみとなるので、概ね問題ないかと思うが、地上設備・機器などが設置される場合は、景観への配慮と事前協議をすること。また、設置場所・規模によっては、許可申請や届け出が必要となる場合がある。

4. その他

- ・ 沿線住民等に対して、本事業の必要性及び法に基づく環境影響評価の内容等について十分説明し、一層の理解を得るよう努めること。
- ・ 具体的な路線位置の選定に伴い、配慮書段階で記載のない環境影響評価の項目について調査・予測及び評価が必要となった場合は、方法書又は準備書に記載すること。

以上



元城環第93号  
令和元年7月9日  
(2019年)

京都府知事 西脇 隆俊 様

城陽市長 奥田 敏晴



北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和元年6月10日付け元環管第215号で照会のありました標記の件について、本市の意見は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 騒音、振動対策について

- (1) 騒音対策については、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日付け環境庁告示第46号）に基づき、適切な騒音対策を講じること。  
また、列車の走行においても低周波音の発生が想定され、生活環境や動物への影響が懸念されることから、この影響についても回避・低減を図る措置を講じること。
- (2) 学校その他特に静穏さが要求される施設及び生活環境や動物への影響が懸念される箇所において、騒音・振動・低周波音等が発生しないように配慮すること。また、方法書以降における騒音、振動、低周波対策に関する調査等の検討、実施にあたり、調査地点及び予測地点の選定に配慮すること。

#### 2. 景観・植物等について

今回示された事業実施想定区域には、平成27年度に京都府景観資産登録地区に登録され、さらに「流れ橋と兩岸上津屋・浜台の「浜茶）」が「日本茶800



年の歴史散歩」のひとつとして日本遺産に認定され、これまで何度も農林水産大臣賞を受賞した茶葉を栽培している茶園をはじめ、優良農地が含まれることから、今後の具体的な事業実施区域の選定の際にはこれらの地域を回避することを検討し、影響をできる限り回避・低減するよう配慮すること。

### 3. 地下水について

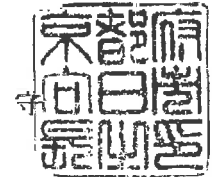
本市水道水の約85%は地下水に依存していること、地下水を市民の共有にして有限な資源と認識し、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることによって、市民の生活用水としての水道水源を保全し、ひいては市全体の地下水の保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」を制定していることから、当該事業の実施にあたっては、地下水の保全に十分配慮すること。また、地下水については京都市市街地のみ詳細な検討を行うのではなく、周辺地域の地下水動態も含めて詳細な検討を行うこと。さらに、地下水の流動を把握するため、事業開始後も含めた長期的なモニタリング調査を行うこと。



元向環第3940号  
令和元年7月10日

京都府知事 西脇 隆俊 様

向日市長 安田 守



北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書についての  
環境の保全の見地からの意見について

令和元年6月10日付け元環管第215号で照会のあった上記のことについて、  
下記のとおり回答します。

#### 記

- 1 本市水道事業の取水源は、深さ200mの深井戸であり、市内10箇所に点在しているため、配慮すること。また、市内事業所において地下水の揚水施設を設置している箇所があるため、地下水への影響がでないよう配慮すること。
- 2 森本地区において区画整理事業が予定されていることから、当該事業と北陸新幹線事業を総合的に勘案し、環境に配慮すること。

問い合わせ先  
向日市環境経済部環境政策課  
担当：平野  
TEL 075-931-1111（内線226）  
FAX 075-922-6587  
kankyo@city.muko.lg.jp

写

写

元長環政第64号  
令和元年7月9日

京都府知事  
西脇 隆俊 様

長岡京市  
市長 中小路 健吾  
(環境政策室担当)



北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書について  
の環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和元年6月10日付け元環管第215号で京都府知事より照会のありました  
標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

1 届出者の氏名及び代表者名

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 北村隆志

2 回答

- ・地下水を保全するとともに地盤沈下を防止する目的から「長岡京市地下水採取の適正化に関する条例」を制定しています。当該条例に基づく井戸以外にも、条例の規制を下回る井戸も存在することが考えられるため、地下水利用者への影響がでないよう対策を講じてください。
- ・工事車両等通行することが見込まれる場合は地域住民への周知を行うなど、配慮をお願いします。また、騒音・振動・粉じん等による環境影響の抑制に努めるとともに、苦情の申し立て等があった場合には真摯に対応してください。
- ・工事に伴う騒音・振動に係る届出が必要な場合は届け出をしてください。

担当：長岡京市環境経済部  
環境政策室環境保全担当  
TEL:075-955-9685（直通）  
FAX:075-951-5410





写

八環保第262号  
令和元年6月26日

京都府知事 西脇 隆俊 様

八幡市長 堀口 文昭

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書についての  
環境の保全の見地からの意見について(回答)

令和元年6月10日付け元環管第215号で照会がありました件について、別紙の  
とおり回答いたします。

【担当】

環境経済部 環境保全課

津田・小久保

Tel : (075)983-2798 (直)



(別紙)

1 騒音、低周波音及び振動

計画段階環境配慮書に記載のとおり、学校・病院・住宅等の環境保全施設の近傍は当然のこと、その他の騒音、低周波音及び振動の影響を及ぼすおそれのある地点・地域についても、方法書以降の手続きにおいて慎重な検討を行い、環境影響の低減を図ってください。

2 地下水及び水資源

本市水道の水源として、市内に7カ所の取水井があり、また将来の新規取水井設置のための候補地も存在しています。取水井の深さは200mから300mあり、地下トンネル設置が取水施設や水資源へ影響を及ぼさないよう、工法やルートを選定に留意してください。

3 文化財

(1) 事業対象地が、本市域内の文化財保護法に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地を含む場合、文化財保護法第94条に基づく通知等の手続きを行ってください。

(2) 事業主体が、国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるものである場合、上記手続き等の所管は、京都府教育委員会となるので、詳細については京都府教育委員会文化財保護課と協議してください。

4 動物及び植物

計画段階環境配慮書に記載のとおり、男山京都府歴史的な自然環境保全地域は当然のこと、それ以外の動物及び植物に影響を及ぼすおそれのある地点・地域においても、方法書以降の手続きにおいて慎重な検討を行い、生息及び生育への影響の低減を図ってください。

5 その他

事業詳細等が決定次第、必要に応じて、農業委員会事務局と協議をお願いします。

写

京環第226号

令和元年(2019年)7月10日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京田辺市長 上村 崇



北陸新幹線(敦賀・新大阪間)に係る計画段階環境配慮書に  
ついての環境の保全の見地からの意見書について(回答)

令和元年6月10日付け元環管第215号により照会のありました上記のこと  
について、下記のとおり回答します。

記

別紙のとおり



担当	京都府京田辺市田辺 80 番地 京田辺市経済環境部 環境課生活環境係 担当: 家村
TEL	0774-64-1366
FAX	0774-64-1359

## 計画段階環境配慮書に対する意見書

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書について、今後の手続きを進めるにあたっては以下に挙げた項目等に対して、自然環境及び生活環境の保全のための措置に努めるなど十分に留意してください。

また、本市においては、市内に駅の設置が予定されており、市民等の関心が高いことから、市民等が十分な説明や情報を受けることができる機会を設けてください。

#### 1. ルート検討について

- 住宅系市街地においては、生活環境の保全に十分配慮すること。特に、松井山手駅周辺は、丘陵部において計画的なまちづくりを行っており、閑静な住宅地や商業・業務施設が整った地域となるため、明り区間による通過は、生活環境等への影響や既存商業施設の分断が予想される。このため、ルート及び駅位置の検討においては、これらの影響を十分考慮し、最大限回避又は低減するよう、トンネルの採用も含めて検討を行うこと。
- ルート及び駅位置は、将来のまちづくりに影響を与える重要な要素となる。このため、環境に与える影響を回避低減することはもとより、新幹線の整備効果を最大限まちづくりに活かすためにも、早い段階から本市との綿密な協議調整を行うこと。

#### 2. 騒音及び振動について

在来線と新幹線の走行を併せた騒音及び振動による生活環境への影響を受けのおそれがあることから、十分な調査、予測、評価を行うこと。

#### 3. 低周波音及びトンネル微気圧波について

- 本市に計画されている駅施設やトンネル区間に配備される換気施設等の稼動に伴う低周波音の発生が予想されるため、周辺に住居等がある場合には、その影響について十分な調査、予測、評価を行うこと。
- トンネル出入口付近では、トンネル微気圧波の発生が予想されることから、周辺に住居等がある場合には、その影響について十分な調査、予測、評価を行うこと。

#### 4. 水質について

明り及びトンネル区間の掘削工事等により、河川や水路において濁水の発生や流量の低下など農業用水に影響を及ぼさないよう十分な調査、予測、評価を行うこと。

## 5. 地下水及び水資源について

事業実施想定区域内には、上水道施設である取水井をはじめ、農業や工業用の取水施設があり、水質及び地下水位の低下等への影響が懸念されるため、周辺地域の取水及び利水状況を十分に調査し、予測、評価を行うこと。

## 6. 地形及び地質について

事業実施想定区域内には、生駒断層帯も存在するため、注目すべき地形・地質として掲げ、防災上の安全性の観点からも十分に調査、予測、評価を行うこと。

## 7. 植物・動物・生態系について

- 京阪奈丘陵は、里山的自然が残っている地域が見られ、貴重な動植物が生育・生息している可能性があるため、注意すべき地域として掲げ、生態系の確保も含めて十分な調査、予測、評価を行うこと。
- 木津川は、堤防沿いも含めて、貴重な動植物が生育・生息していることから、その生育・生息分布を把握するために、十分な調査を実施するとともに、貴重な動植物に対する工事中、共用後の影響について、予測、評価を行うこと。

## 8. 文化財について

京都府遺跡地図を参考に、事業実施想定区域及びその周辺に存在する文化財については、必要に応じ現地調査を行うなど、影響の有無について予測、評価を行うこと。

## 9. その他

- トンネル掘削によるずり等工事に伴い発生する残土の処理について、自然環境への影響を回避又は低減するよう、受入れやリサイクル等についても十分に検討すること。
- 環境要素として選定されていない廃棄物や温室効果ガスについても、環境に与える影響が予想されることから、これらの予測や評価の必要性を検討すること。
- 具体的な路線位置の選定に伴い、配慮書段階で列挙されていない環境影響評価の項目について調査・予測及び評価が必要となった場合は、方法書又は準備書に追加すること。
- 今後の環境影響評価に係る状況報告を適時行うこと。
- 図 3-1-5 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況 (p. 3-13) の京都府南部の円 (京田辺市域が含まれる円) にある大谷川は、AA類型 (青色) で表示されているが、京都府による資料ではB類型 (緑色) となっており、再確認すること。



写

1 南丹市環第126号

令和元年 7月 9日

京都府知事 西脇 隆俊 様

南丹市長 西村 良平



北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書に  
ついての環境保全の見地からの意見について（回答）

令和元年6月10日付、元環管第215号にて照会のありました標記の件について、  
下記のとおり回答します。

#### 記

#### 1 振動、騒音、低周波音

新幹線の走行における、振動、騒音及び低周波音の発生について、生活環境や動物への影響が想定されるため、適切な対応を実施すること。

#### 2 水環境

概略ルートでは、地域の重要な水源となる箇所を通過する恐れがあり、構造物構築による流量の減少等の影響が懸念されるため、十分な調査を実施し、路線位置の選定について配慮されたい。

また、由良川最上流域であるため、下流域への流量や水質に係る影響が懸念されるため、影響の回避、低減に努めること。

#### 3 景観

農山村の原風景を有する伝統的建造物群保存地区及び芦生の森の近隣を通過するルートであることから、事業の実施にあたって、近傍の景観に配慮すること。

#### 4 動植物、生態系

京都丹波国定公園のうち、第1種・第2種特別地域に指定されている芦生の森を回避したルート選定とされているが、その周辺についても希少種をはじめ多種多様な動植物が生息していることから、丁寧な現地調査を行い、生息環境の変化について予測、評価を行うこと。

【裏面】



## 5 文化財

概略ルートでは、城跡や寺跡といった埋蔵文化財を通過する恐れがあることから、京都府教育委員会や南丹市教育委員会とのヒヤリング等を実施のうえ、影響の回避、低減に努めること。



元久民環第104号  
令和元年7月10日

京都府知事 西脇 隆俊 様

久御山町長 信貴 康孝

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書に  
ついての環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和元年6月10日付け元環管第215号で照会のありました上記のことについて、別添  
のとおり回答します。

問合せ先

久御山町民生部 環境保全課 環境衛生第1係

担当者：神園

直通電話：075-631-9917/0774-45-3907

F A X：075-631-6149

E-mail：kankyo@town.kumiyama.lg.jp



(別添意見等)

1 地下水について

久御山町は、宇治川や木津川、桂川の三川に囲まれた地域にあり、豊富な地下水があることから多くの企業が立地し、農業も盛んな地域となっている。これらの町二大産業に影響がないよう事業実施想定区域の利水状況について調査し、枯渇や水質の低下を防止するよう配慮すること。

2 自然環境について

旧巨椋池には自然が多く残っており、多様な動植物が確認されている。旧巨椋池についてはいねいな現地調査を行い、動物の生息や植物の生育が変化すると予測される場合は、専門家の助言等を受け、環境保全措置を検討し、自然環境への影響をできる限り回避・低減が図られるように配慮すること。

3 騒音・振動について

明かり区間、トンネル区間の両方について、市街化調整区域を含む全区間において新幹線鉄道騒音に係る環境基準等を遵守するよう配慮すること。

4 災害について

日本各地で台風や集中豪雨、地震などの災害が発生しており、事業実施想定区域においては、供用開始後のあらゆる災害発生を想定し、被害の拡大を防ぐよう検討すること。





資料10

環政評発第 1907192 号  
令和元年 7 月 19 日

京都府府民環境部  
環境管理課長 殿

環境省大臣官房  
環境影響評価課  
環境影響審査室長

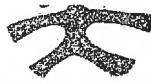


「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書」に  
対する環境大臣意見について（通知）

標記については、別添のとおり、令和元年7月19日付け環政評発第1907191号をもって、環境大臣から国土交通大臣に対し意見を述べたところである。

この意見を踏まえ、環境の保全についての配慮が適正になされるよう、貴職におかれても十分な配慮をお願いします。

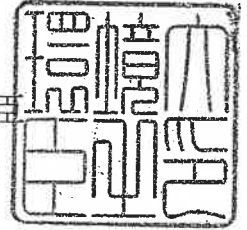




環政評発第 1907191 号  
令和元年 7 月 19 日

国土交通大臣 殿

環境大臣



北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に関する計画段階環境配慮書  
について（回答）

令和元年 6 月 4 日付け国鉄施第 2 2 号をもって意見を求められた標記  
について、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 5 の規定に  
基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。



## 「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

北陸新幹線は、全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）に基づく整備計画により、東京都から大阪市までを整備区間とする新幹線鉄道である。本事業は、北陸圏と関西圏の間の移動の速達性及び利便性の向上や、東海道新幹線の代替機能を担うこと等を目的として、福井県敦賀市（敦賀駅）から大阪府大阪市（新大阪駅）までの区間について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「本事業者」という。）が新幹線鉄道を建設するものである。

本配慮書では、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）について、路線位置を 4～12 km のルート帯、駅設置位置を直径 5～12 km の円形の範囲として示しており、今後、環境影響評価による方法書及び準備書の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業計画を絞り込んでいくこととしている。また、福井県、京都府、大阪府の 3 府県 24 市町に想定区域を設定しており、現時点では本事業の総延長及び構造は確定していないが、ルートの約 8 割をトンネル部で構成することによって大規模な土地の改変を回避する計画となっている。

想定区域及びその周辺には、多数の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在する。また、想定区域には、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された越前加賀海岸国定公園、京都丹波高原国定公園、琵琶湖国定公園並びに金剛生駒紀泉国定公園の特別地域及び普通地域、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 2・3・5 回調査（特定植物群落調査）において選定された特定植物群落及び同調査の第 6・7 回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生等が存在するとともに、湿地や河川等の水域には希少な動植物の生息・生育が確認されており、駅や車両基地、換気施設等の建設に伴う土地の改変等により、これら重要な自然環境への影響が懸念される。

以上を踏まえ、本事業者においては、本事業計画の更なる検討に当たって、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

## 1. 総論

### （1）ルートの選定等

本配慮書では、トンネル・橋梁・立坑・車両基地等の位置に関する具体的な情報が含まれていないため、方法書以降の手続においては、できる限り具体的な事業内容を記載の上で、より詳細な環境影響について検討すること。

また、想定区域には、京都丹波高原国定公園を始めとする複数の国定公園、世界遺産に登録されている古都京都の文化財等、環境の保全上重要な地域が存在している。今後、ルートの位置等を絞り込むに当たっては、以下の 2 点について検討すること。

#### ア 国定公園

越前加賀海岸国定公園、京都丹波高原国定公園、琵琶湖国定公園及び金剛生駒

紀泉国定公園を極力回避するルートを検討し、やむを得ず通過する場合には、本事業実施に伴う国定公園の風致景観への影響を極力低減するよう、国定公園区域内における施工により生じる影響を念頭に、ルートの選定、トンネル構造を始めとする工法及び構造等を検討すること。

#### イ その他

環境の保全上重要な以下の地域について、事業の影響を回避することを検討し、回避することが困難な場合には、本事業実施に伴う影響を極力低減するよう、工法及び構造等を検討すること。

(ア) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(保育所、幼稚園及び社会福祉施設を含む)

(イ) 市街地及び集落

(ウ) 主要な河川、湧水地

(エ) 世界遺産、国宝、重要文化財、史跡・名勝・天然記念物等の歴史的文化的遺産

(オ) 鳥獣保護区、希少な動植物の生息・生育地、特定植物群落、自然度の高い植生、巨樹・巨木林

(カ) 景観資源、主要な眺望点、主要な人と自然との触れ合いの活動の場

なお、やむを得ず市街地を高架で通過する場合には、騒音、振動、景観、日照障害、電波障害等の影響が懸念されるため、これら環境影響評価の項目についても、適切に調査・予測及び評価を行う必要がある。

また、やむを得ず環境の保全上重要な地域において、土地の改変を行う際には、発生土の抑制や湧水による影響、希少な動植物及びその生息・生育地への影響の低減の観点から、できる限り、土地の改変量を減少させるべきである。このため、土地の改変を行う部分(トンネル出入口部、立坑、車両基地等)については、影響が必要最小限のものとなるよう、検討すること。また、工事用道路等の関連施設の配置の検討に当たっては、既存の道路や遊休地等を利用することにより、これら新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用を考慮すること。さらに、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林及び砂防法(明治30年法律第29号)に基づき指定された砂防指定地については、影響を可能な限り低減するよう検討するとともに、本事業による計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、方法書以降の図書に反映させること。

#### (2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の具体化に当たっては、調査の結果、専門家等の助言を踏まえ、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。その際には、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、専門家等の助言及びその対応方針等を公表し、客観性及び透明性を確保する

こと。なお、効果の不確実な環境保全措置を実施する場合には、その効果を事後調査により確認する必要がある。

### (3) 関係地方公共団体等との連携

事業実施に当たっては、関係地方公共団体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民への説明や意見の聴取等の関与の機会の確保についても適切に行うこと。

## 2. 各論

### (1) 大気環境

#### ア 大気質

本事業は、山間部等の比較的清浄な地域で多くが行われることから、工事用車両の運行に伴い排出される大気汚染物質による大気質への影響について、地域特性に応じた適切な環境保全措置を検討すること。

#### イ 騒音及び振動

列車走行に伴う騒音及び振動について、今後、環境基準が類型指定された場合にあっては、より一層の影響の低減を検討するよう、沿線の状況を踏まえた予測及び評価を行い、音源対策を基本として、適切な環境保全措置を講ずることにより、環境基準の達成を図ること。

なお、土地利用対策を含む総合的な対策の検討及び実施に当たっては、関係機関との十分な連携を図ること。

### (2) 水環境（水質、地下水、水資源）

山岳トンネル部の湧水対策は、事前に地質・水文学的シミュレーション等の手法による予測を行った上で対策を検討しておくことが望ましいため、本線及び斜横坑等のトンネル工事計画の作成の前に、最新の科学的な知見に基づいた解析を行い、その結果に基づき、地下水位及び河川流量への影響を最小化すべく、水系を回避する、又は適切な工法及び環境保全措置を講ずるよう、検討すること。

また、京都府及び大阪府の想定区域内の市街地においては、鉄道施設の地下構造が想定されることから、地下水位の低下及びそれに伴う地盤沈下並びに地下水質等への影響を及ぼすおそれがあるため、地下水調査等により現状を把握の上、適切に予測を行い、詳細なルート的位置等の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえて、地下水環境に影響を及ぼすおそれが小さい位置及び構造の採用等により、その影響を回避又は極力低減すること。なお、必要に応じて適切な環境保全措置を検討するとともに、事後調査により工事中及び供用後の地下水の状況把握に努め、それらを公表するなど客観性及び透明性を確保すること。

### (3) 動物、植物、生態系

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2・3・5回調査（特定植物群落調査）において選定された特定植物群落及び同調査の第6・7回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生が多く存在するとともに、湿地や河川等の水域には、希少な動植物の生息・生育地が存在することから、動物、植物、生態系への影響が懸念される。このため、詳細なルートの位置等の検討に当たっては、これら重要な自然環境の改変を極力回避すること。加えて、湿地や河川等の水域及びその周辺で、やむを得ず工事を実施する際には、適切な工法及び構造等を検討することで、水の濁り等を抑制し、希少な動植物の生息・生育地への影響を回避又は極力低減すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

### (4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域及びその周辺には、優れた自然の風景地及び人と自然との触れ合いの活動の場である越前加賀海岸国定公園、京都丹波高原国定公園、琵琶湖国定公園及び金剛生駒紀泉国定公園等の自然公園や長距離自然歩道及び「生物多様性保全上重要な里地里山」（平成28年4月環境省）に選定されている「美山町江和地区」などが存在しており、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルートの位置等の検討に当たっては、本地域の景観との調和を図り、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないように配慮し、越前加賀海岸国定公園、京都丹波高原国定公園、琵琶湖国定公園及び金剛生駒紀泉国定公園を極力回避するルートを検討すること。また、国定公園計画に位置づけられた利用拠点や眺望点及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場並びにそれらの利用状況を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、影響を回避又は極力低減するとともに適切な環境保全措置を講ずるよう、検討すること。

### (5) 廃棄物等

#### ア 発生土

##### (ア) 発生抑制、現場利用の徹底

トンネル掘削等の工事に伴う発生土については、発生量を抑制するよう検討するとともに、できる限り場外搬出量を抑制するよう、検討すること。

また、方法書以降の手続において対象事業実施区域内の土壤汚染について、自然由来の重金属等による汚染状況を含め適切な調査を行った上で、汚染土壤による環境への影響が極力生じないよう適切な措置を講ずるよう、検討すること。

##### (イ) 発生土置場の選定要件

今後、新たに仮置場の設置場所を選定する場合については、自然度の高い植生、湿地、希少な動植物の生息・生育地、まとまった緑地等、土砂の流出があ



った場合に近傍河川の汚濁により影響が生じるおそれがある区域について必要な検討を行い、影響を回避又は極力低減するとともに適切な環境保全措置を講ずるよう、検討すること。

また、登山道等のレクリエーション利用の場や施設、住民の生活の場から見えない場所を選定するよう配慮し、設置した際には修景を行うなど、自然景観にできる限り配慮すること。

#### イ 廃棄物

工事に伴い発生する廃棄物については、できる限りその発生量を抑制するよう、工法等を検討するとともに、可能な限り再生利用するよう検討すること。また、供用時に発生する廃棄物についても、その減量に取り組むよう、検討すること。

#### (6) 温室効果ガス

工事に伴う温室効果ガス排出量をできる限り削減するよう、工事における省エネや再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。

(以上)

